

第70回本試験 出題論点一覧 (消費税法)

問題番号		出題された論点	難易度
第一問	問1	(1) 請求書等の意義	◎
		施行令に規定する一定の事業について	×
		(2) ① 仕入税額控除について(消費者向け電気通信利用役務の提供について触れたうえで)	○
		② 課税仕入れに係る帳簿の意義	◎
		課税仕入れに係る請求書等の意義	◎
	(3)	記載事項の追加	○
		密輸品の場合	○
		本人確認書類を保存しない場合	○
		登録国外事業者以外の事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供の場合	△
	問2	(1) 課税の対象、7.8%課税売上げ、課税標準に含まれる旨	◎
		課税資産の譲渡等の対価の額の意義(注書きを含む)	◎
		未経過固定資産税相当額が対価の額に含まれる旨	◎
		計算上の取扱い	◎
		(2) 飲食料品の譲渡は6.24%である旨	○
		飲食料品の意義	◎
		一体資産の意義	△
		要件(金額、割合、いずれの要件も満たす)	○
		具体的な金額を用いた説明及び結論	○
		(3) 食用の米の販売(第二種、80%、6.24%)	◎
		飼料用の米の販売(第三種、70%、7.8%)	◎
第二問	問1	【課税標準額】部品製造販売部門に係る売上高	○
		【課税標準額】自動車の修理に係る売上高	◎
		【課税標準額】機械の売却	◎
		【課税標準額】に対する消費税額	○
		【課税売上割合】免税売上高	◎
		【課税売上割合】身体障害者用自動車への改造請負業務に係る売上高	◎
		【課税売上割合】身体障害者用自動車の国内販売売上高	◎
		【課税売上割合】FOB価格(自動車)	◎
		【課税売上割合】FOB価格(機械)	○
		【控除対象仕入税額】 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの(業界誌広告料)	◎
		【控除対象仕入税額】 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの(機械X購入金額)	◎
		【控除対象仕入税額】 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの(自動車修理部品仕入)	◎
		【控除対象仕入税額】 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの(障害者用自動車部品等仕入)	◎
		【控除対象仕入税額】 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの(機械Y購入代金等)	○
		【控除対象仕入税額】 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの(課税貨物の引取り)	◎
		【控除対象仕入税額】 その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの(仮想通貨売却手数料)	△
		【控除対象仕入税額】 その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの(障害者用自動車部品等仕入)	◎
		【控除対象仕入税額】 共通して要するもの(スポーツクラブ年会費)	○
		【控除対象仕入税額】 共通して要するもの(国内慰安旅行費用)	○
		【控除対象仕入税額】 共通して要するもの(福祉機器出張費用)	△
		【控除対象仕入税額】 共通して要するもの(当期旅費振替額)	◎
		【控除対象仕入税額】 共通して要するもの(国内工場通勤費)	○
		【控除対象仕入税額】 共通して要するもの(軽減税率適用税額)	◎
	問2	【控除対象仕入税額】 一括比例配分方式	×
		【控除対象仕入税額】 調整対象固定資産の判定(切削工具)	◎
		【控除対象仕入税額】 (6) 転用の調整がない旨(理由を含む)	△
		【控除対象仕入税額】最終値	×
		【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】	◎
		【貸倒れに係る消費税額】	◎
		【中間納付税額】	◎
		【納付税額】	×
		I 基準期間における課税売上高	◎
		I 特定期間における課税売上高	○
		I 吸収合併 基準期間に対応する期間における課税売上高として一定の金額	○
		II 簡易課税制度適用の有無	◎
		III 通信機器販売b① (第一種事業)	◎
		III 通信機器販売a (第二種事業)	○
		III 通信機器販売b② (第二種事業)	○
		III 防犯カメラ販売 (第二種事業)	△
		III 電気工事a (第三種事業)	◎
		III 電気工事b (第四種事業)	△
		III 電気工事c (第四種事業)	△
		III 加工屑売却 (第四種事業)	△
		III 車両売却 (第四種事業)	◎
		III 通信機器据付工事 (第五種事業)	○

難易度の「◎」は出来なければいけない部分
「○」は出来てほしい部分
「△」は出来なくても仕方がない部分
「×」は出来なくてもよい部分を示す